

○浜中町水道事業給水条例施行規程

平成15年1月10日

訓令第1号

改正 平成28年4月1日訓令第39号

浜中町水道事業給水条例施行規程

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第1条 浜中町水道事業給水条例(昭和33年条例第14号。以下「条例」という。)第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を受けること。

(定例日)

第2条 条例第2条第9号に規定する定例日は、毎月15日から25日までとする。

附 則(平成28年4月1日訓令第39号)

(施行期日)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。